

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

自傷・他害問題対応

入所児童の自傷・他害を認知した場合の対応がスムーズに取れるようになることを目的とします。

目次

自傷のメカニズム	2
自傷を認知した際の対応（NG行動）	3
自傷という行動を克服するための支援の考え方	4
自傷を認知した際の対応（職員が取るべき態度）	5
自傷に置き換え可能な方法	6
他害のメカニズム	7
他害が起きたとき（子ども同士の暴力が起きたとき）の対応	9
暴力発生時点での対応	10
対職員暴力への対応	11
ディエスカレーション（言語的・非言語的な介入による鎮静化）のポイント	12
ディエスカレーションにあたってのNG行為	13

自傷のメカニズム

自傷

- 一時保護される子どもには、「皮膚を切る」「やけどをする」「自分を殴る」「治りかけの傷をかきむしる」といった自傷行為がみられることがあります。
- **自傷行為については、悩みやストレスのほか、虐待、精神疾患や発達障害など、様々な背景が考えられるため、医師など医療職も含めて丁寧にアセスメントを行い、それぞれに応じた対応を取ることが必要**です。
- 虐待を受けた子どもは、自己肯定感の低下が背景にあることや、解離症状の一部であるなど、自傷行為への気づきが、子どもの背景を理解し、ケアを充実させることにつながります。

なぜ自傷をするのか

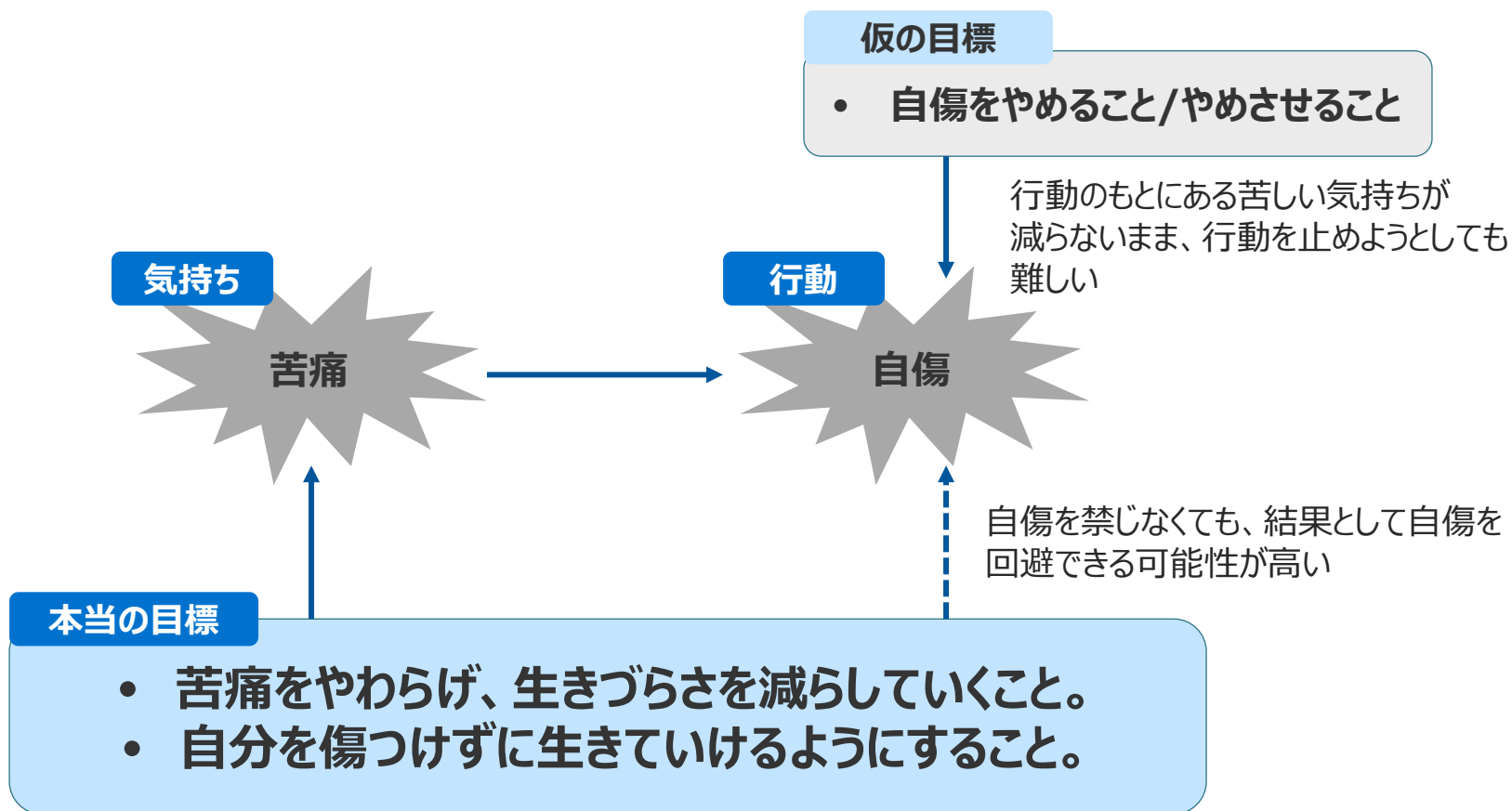
- 自傷行為には怒りや不安、抑うつ気分などのつらい気持ちを一時的に軽減する効果があるようで、**自傷する子どもは、自傷によって誰の助けを借りることなくつらい気持ちを自身から切り離し、苦痛を克服しています。**
- **自傷は彼らにとって、誰にも助けてもらえない状況の中、自分自身で生きのびるための手段として機能**しています。誰かに助けをもらうために、自傷することで誰かにアピールしているわけではありません。
- **自分で自分を助けるために自傷という行動をとっている**のです。
- その点裏を返せば、自傷をする子どもは、これまでの生育歴や環境を背景に、「誰にも助けてもらえない」という思いや何らかの苦痛を持っており、誰かに助けを求める力が低くなっていると言えます。

自傷を認知した際の対応（NG行動）

①叱る	<ul style="list-style-type: none">頭ごなしに叱ると、子どもは追い詰められ、ますます大人に隠れて自傷行為をするようになり、事態の深刻化を招くおそれがあります。
②無視する	<ul style="list-style-type: none">無視してしまうと、「やはり大人はわかってくれない」と大人に対する不信感を増長するおそれがあります。同時に無視することは、子どもに対して「自分には助けられない」というメッセージを発していることになり、子どものSOS発信能力をさらに低下させる結果に繋がります。
③慌てる	<ul style="list-style-type: none">大人に心配をかけまいと余計に隠れて自傷行為をするようになるおそれがあります。「大人を困らせる自分はどうしようもない奴だ」と子どもが自己肯定感を低下させるおそれもあります。
④自傷行為を否定・非難する	<ul style="list-style-type: none">自傷行為は当然に推奨されるような行為ではありませんが、その子どもにとっては自身の安定化を図るための唯一の手段として表れています。これを否定・非難すると、子どもに自傷に至った自身の気持ちや理由を話してもらえなくなり、根本原因の解決が難しくなります。否定的態度を決して取らず、自傷以外の代替行動をとることができるように支援します。「親からもらった体を大切に」「あなたが自傷すると私の心が辛い」「自傷してはいけない」といった声掛けは控えます。
⑤罰を与える	<ul style="list-style-type: none">子どもに余計なストレスを与える又は子どもを否定・非難することになり、余計に自傷行為を取る結果になりかねません。

自傷という行動を克服するための支援の考え方

- 自傷は、誰にも助けてもらえない状況の中、自分自身で生きのびるための手段として機能しています。
- そのため、その克服には、その背景にある心のつらさに対応できるよう、「つらさを減らす」「自傷以外の方法で対処できるようにする」と考える必要¹があります。



(参考) 松本俊彦 監修：自傷・自殺のことがわかる本 自分を傷つけない生き方のレッスン. 講談社. 2018 , pp:52-53

自傷を認知した際の対応（職員が取るべき態度）

① 温かさ と 冷静さ	<ul style="list-style-type: none">無視したり、叱ったりせず、慌てず、受容的な態度で接します。
② 傷の手当 の実施	<ul style="list-style-type: none">丁寧に手当してもらう経験は、子どもにとって自分を大事にすることへの気づきにつながります。
③ 支持的な 態度で接する	<ul style="list-style-type: none">子どもが自身の自傷行為を告白してきたり、傷の手当てを求めてきたらそのことを肯定的に評価し子どもに伝えます。
④ 共感する	<ul style="list-style-type: none">自傷行為に至った理由や感情は共感的に受け止めます。そのうえで自傷行為に代わる他の解決手段を子どもと一緒に考えます。
⑤ 専門家に つなげる	<ul style="list-style-type: none">自傷が繰り返されたり、エスカレートしている場合は組織内で速やかに共有し、相談部門と協議の上必要に応じ速やかに医師などの専門家の治療に接続し、自殺リスクの有無を明らかにするとともに、自傷行為の原因となっている根本的な苦痛の特定に努めます。
⑥ 治療過程 に寄り添う	<ul style="list-style-type: none">専門家から指導を受けた方法を試してみることを促したり、一緒にやってみるなどして、自傷行為の解消に向けた子どもの努力に寄り添います。ただし、無理強いは禁物です。子どもの意見・意思を尊重することを忘れずに。

自傷に置き換え可能な方法

- とにかく切りたい、という自傷の衝動を回避するために、以下のような方法を提案し、支援者も一緒にやってみるとよいでしょう。ただし無理強いは禁物です。

刺激的な 置換方法

- スナッピング：手首を切る代わりに、手首に巻いた輪ゴムで皮膚をはじく。痛むが皮膚は傷つかない
- 強い香りをかぐ：香水やアロマオイルなど、刺激の強いにおいて気持ちの切り替えを図る
- サインペンで赤い跡をつける：「血を見ると安らぐ」タイプの自傷する子どもに有効な場合がある
- 氷や保冷剤を握る：冷たい感覚が極まると痛みの感覚と区別がつかなくなる。
- 紙や新聞紙を破く：刃物は使わない。攻撃的な行動でもあるので乱用しない
- 大声で歌う、叫ぶ：環境が許せば大きな声を出してみる
- 体を動かす：筋トレやランニングなどを行う

鎮静的な 置換方法

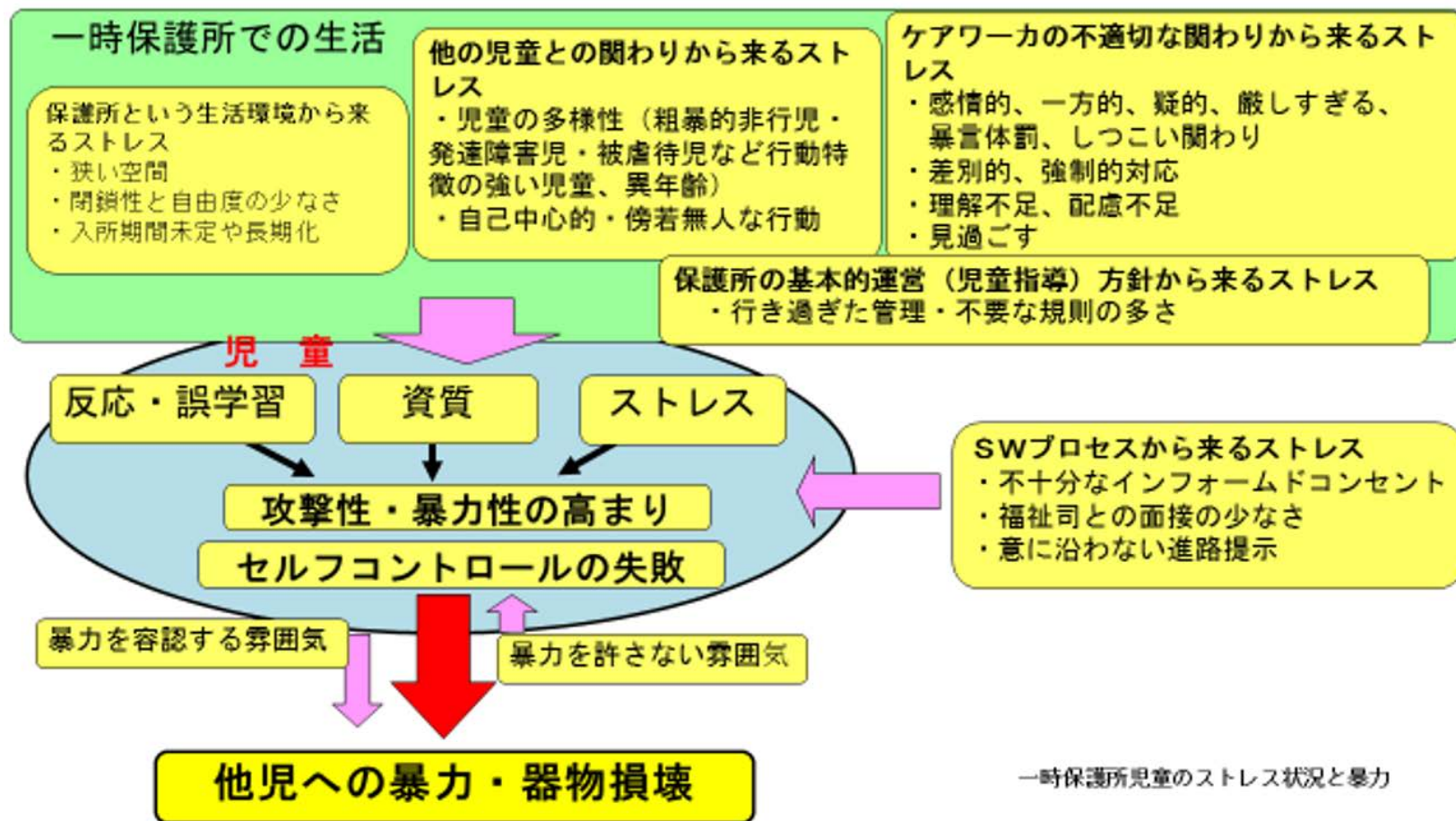
- マインドフルネス呼吸法：吐く息、吸う息に集中し呼吸を繰り返すことで余計な考え事を振り払う
- イメージ法：雄大な自然を想像し、その中に存在する自分を想像する

補助的な 方法

- 自分だけのお守りを用意する
- 自分の感情を文字や絵にして書いてみる

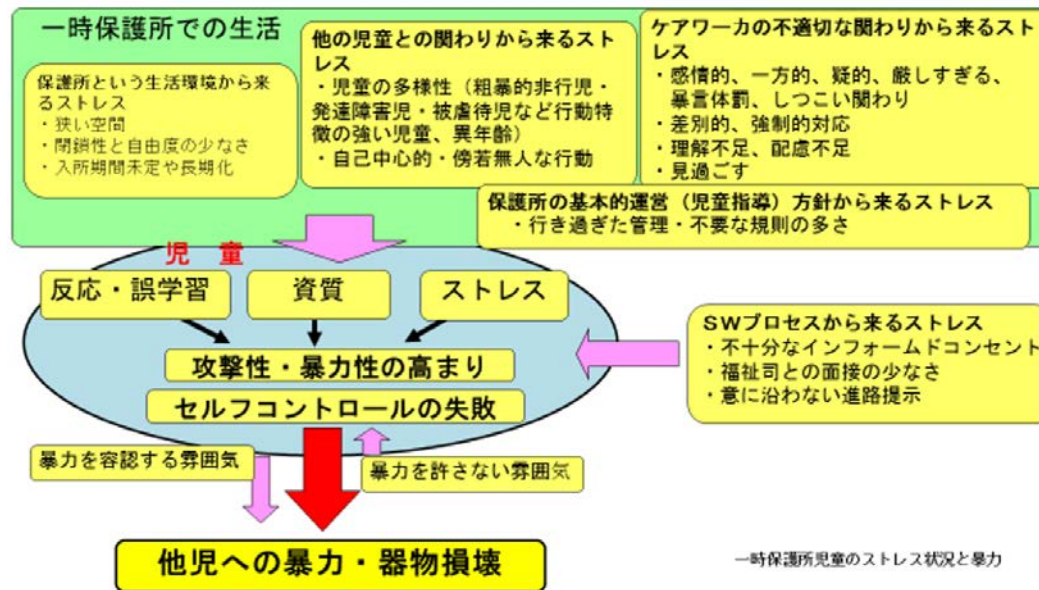
他害のメカニズム

- 一時保護所における他害の発生メカニズムについて、茂木(2011)は以下のようにモデル化しています。



(出所) 浅井春夫 編著：子どもの暴力対応実践マニュアル：児童福祉施設・児童相談所・学校.建帛社. 2011 p5の図について執筆者（茂木健司）から提供を受けて引用

他害が起きたとき（子ども同士の暴力が起きたとき）の対応



一時保護所児童のストレス状況と暴力

(出所) 浅井春夫 編著：子どもの暴力対応実践マニュアル：児童福祉施設・児童相談所・学校.建帛社. 2011
p5の図について執筆者（茂木健司）から提供を受けて引用

- 「保護所という生活環境からくるストレス」及び「SWプロセスからくるストレス」は「子どもの意思を尊重した支援」により対処します。
- 「他の児童との関りからくるストレス」は「グループワーク技術の向上により、子どもの社会化を促進」することで対処します。
- 「ケアワーカーの不適切な関わりからくるストレス」は「職員研修やSVの充実により、SWの適切なかかわり」により対処します。
- 「保護所の基本的運営（児童指導）方針からくるストレス」は「一時保護所運営方針の見直し」により対処します。
- 児童の「ストレス」は「ストレス対処法の教育的かかわり」により対処します。
- 児童の「反応・誤学習」及び「資質」は、「子どもの資質を配慮し適切なケアを行う」ことで対処します。

子ども間暴力が発生したときの対応フロー

<p>予防</p>	<p>問題行動の前兆の発見</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 日ごろから子どもの特徴や小さな変化を見逃さないようにする。 • 苛立っている、皮肉屋になっている、人を見下す発言が増えているといったことはないか？
<p>介入</p>	<p>暴力行為の制止</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 加害児童に対しては複数の職員で対応。当該児童を分離して沈静化を図る。 • 必要に応じてタイムアウトさせる。 • 被害児童が近くにおいて加害児童の興奮が収まらない場合は被害児童を別の職員に任せてその場から離れさせる。関係のない人、凶器となる障害物は排除する。
<p>事後処理</p>	<p>事後処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 加害児童と被害児童からそれぞれ別個に事情聴取をする。 • 聴取の際は中立的立場をとり、事実と感情は分けて聴取する。 • 詰問・糾弾しない。子どもの逃げ道をふさがない。
	<p>緊急対応の協議</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 管理者、発見者、加害・被害児童それぞれの担当職員、心理職職員などチームメンバーで今後の対策を協議する。 • 問題をあいまいにせず、どのような指導・ケアを実施していくか、どのような生活上の対策を取るか協議する。
	<p>全体会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全職員に対して問題行動の状況について報告。 • 当該児童への支援方法の確認、指導方法についての統一を図る。 • すべての子どもへの説明方法の確認。 • 再発防止策の検討と実施。
	<p>子どものケアと再発防止策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 他の子どもへのケア <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「観衆」「傍観者」(p.30いじめの構造参照)を把握する ✓ 現状の課題や問題点を伝え、再発防止策を表明する • 被害児童へのケア <ul style="list-style-type: none"> • 安全・安心を最優先させる • 加害児童へのケア <ul style="list-style-type: none"> • 同じ過ちを起こさないための対策を職員と一緒に考える

暴力発生時点での対応

1. 暴力行為の制止と安全確保

- 暴力行為は些細なものであってもその場で毅然と冷静に制止します。
- **可能な限り第三者となる複数の職員が介入**します。
- 他の子どもはその場から離し、安全を確保します。
- **加害児童に対しては、まずは口頭注意**により、暴力を制止します。
- **口頭注意で制止が出来ず、かつ暴力により暴れている子ども自身の安全が保てないと判断される場合は、最終手段として、予告の上でホールディング**を行います。
- 不適切なホールディングは職員・子どもともにけがをするおそれがあります。ホールディングを実施しなくてはならない場合は、**単独でホールディングを行うことは避け、訓練を受けた職員複数人で行います**。
- さらに、子どもの暴力が激しい、凶器を所持しているといった場合は警察へ通報します。

2. 対象となる子どもの沈静化

- **子どもが平静を取り戻すための介入を最優先**します。
- 暴力に及ぶ原因となった子どもや職員を遠ざけます。
- 力づくではなく、「ちょっとここを離れて話を聞かせてよ」などとおだやかに声をかけます。
- **対応する職員は自身の安全と平静を保ちます**

3. 対象となる子どもの沈静化後の対応

- **暴力に至った経過、理由、その後の感情を聴取**します。
- **感情そのものには共感しつつ、暴力行為は不適切であったこと、その他に取り得る行動があったことを伝えます**。
- 可能であれば被害児童に謝罪をさせます。
- 後日もう一度振り返りをするを伝え、安全確認の上日常生活に戻します。

4. ほかの子どもへの対応

- **ほかの子どもが暴力を見聞きしている場合は、適切に説明をする必要**があります。
- できるだけ間を置かず、関係した子ども全員に事実経過を説明します。
- 再発防止に向けて取り組む旨を伝えます。
- ほかの子どもから意見があれば丁寧に聴取します。

5. 最悪の場合

- (再掲) 子どもの暴力が激しい、凶器を所持しているといった場合は警察へ通報します。
- 必要に応じて、相談部門と協議の上、対象となる子どもの家庭裁判所送致なども検討します。

対職員暴力への対応

1. 事前の対応

- どのようなとき対象児童は暴力的になるのか、兆候や注意すべき刺激について行動観察の結果などから推察し、職員間で共有します。
- どのようなとき、どのような行動をとることで対象児童は落ち着くことができるのか（穏やかでいられるのか）を行動観察の結果から推察し、不穏となった場合にどのように対応するべきかを検討し、職員間で共有します。

2. 暴力発生時の対応

基本的な体制

- 児童の攻撃が職員に向かったら、まず安全な距離をとるために離れます。（甘えて攻撃してくる場合には、離れることで拒否と受け取られてかえって怒らせることがあります。）
- 一人で対応せず、応援を呼び、複数対応とします。

職員自身が落ちつく

- 慌てたり、怯えたり、攻撃的にならないよう心がけます。
- 相手につられて大声、早口にならないように気を付けます。
- 自分が冷静になれない場合、自分が児童にとっての刺激となっている場合は他の職員と交代します。

子どもを落ち着かせる

- 攻撃する意図はないことを伝えます。
- 危害を避けるため子どもの正面ではなく斜めに位置し、落ち着いた声、言葉で、穏やかな動きで応対し、刺激を避けます。
- 周囲の児童を離れさせ、安全を確保します

3. 緊急対応

- 状況がエスカレートし、自傷・他害のおそれがあり、身体拘束以外の代替方法がないと思料されるとき、ホールディング対応を行います。
- ホールディングを行う場合は、事前通告をします（これ以上の暴力は許されずホールディングを行うことを宣告します）
- ホールディングは必要最小限の力でを行い、自身も子どももけがをしない力加減で行うことが大切です。また原則異性間で行わないようにします。
- ホールディングをによって、身体接触への恐怖嫌悪や自由を奪われることによるパニックを助長することもあるので、事後のケアが重要になります。

4. 鎮静後の対応

- 子どもが適度に落ち着いたタイミングで今後同じような状況になったらどうしたらよいか、子どもと一緒に検討します（落ち着きが中途半端だと怒りが再燃し、時間が経過しすぎの場合は記憶が薄くなっており振り返りの意味がなくなるのでタイミングが重要です）
- 批判的態度にならないよう十分に留意したうえで、子どもの話をよく聞き受け止めます。何があったのか、なぜ暴力に至ったのか、暴力以外の方法はなかった、一緒に考えます。（但し、愛着障害の子については、自分の気持ちや相手の気持ちが分からないことがあるため、これを問い詰めると自己防衛反応を起こす可能性があります）
- 例えば「今日1日暴力をしない」といった目標設定をして、達成できた時は評価します。
- なお、謝罪や罰の強要により、児童と職員双方が追い詰められたり、児童が形だけの解決を学んでしまう場合があるため注意が必要です。

ディエスカレーション（言語的・非言語的な介入による鎮静化）のポイント

協働

- 相手が感情を語れるようにし、控えめな冷静な態度、敬意のある好奇心、決めつけをしない思いやりの心で「しっかりと聴き」ます。
- 安易に「気持ちわかるよ」などとは言いません
- 主語を「私たち（当事者とスタッフを含む）」として、私たちが一緒に良い方向に向かっていくためにどうするか考えます。

交渉

- 命令したり、禁止したり、強制するような文脈で質問するような「指示的言動」は避け、「お互いが満足」するように話し合います。
- 「落ち着いて話を聞きたいので、ひとまず一緒に座りませんか」というように尋ねながら行動をします。相手が応じたら感謝を示します。
- 武器を持っている場合などは、ゆっくりした動作と言葉で「（武器となるものを）下においてもらえますか？」というように時間をかけて交渉します。
- 嘘をついたり、できない約束をしたりはしません。
- 「ここでは穏やかに過ごしたいって言ってたよね」とか「この後楽しみにしていたレクリエーションだね？」などと声掛けすることで本人に冷静さを取り戻してもらったり、「これまで上手に生活できてきた」などこれまでの努力について認めたりすることで対話をしやすくします。

落ち着いて関わること

- 職員が落ち着いていることが最重要です。慌てたり怯えたりしていると協働も交渉もできなくなります。
- 無口になったり、できない約束をしたり、嘘について誤魔化そうとしたりすると、相手はさらに攻撃的になる恐れがあるのでこれをしません。

ノンバーバルメッセージ

- 腕2本分の安全・安心の距離を取ります。
- 右足を引いて約45度の半身で子どもに向かいます
- 相手の利き手の外側に立ち、攻撃をかわしやすいようにします
- 適度に視線を合わせつつ、子どもの動きや表情を捉えます。凝視すると圧迫感を与えるのでこれを避けます。

攻撃因子を除外する

- トラブルの原因を遠ざける、深呼吸を進めて覚醒度をさげるなどで、攻撃因子を除外します

治療プランの利用

- 交渉の中で同意を得てタイムアウトをし、攻撃的な当事者の興奮を鎮めます。

参考（一社）日本こころの安全とケア学会監修、「最新CVPPPトレーニングマニュアル 医療職による包括的暴力防止プログラムの理論と実践」,2019,中央法規,pp73-83

ディエスカレーションにあたってのNG行為

NG行為	内容
「なぜ？」を繰り返す	<ul style="list-style-type: none">次々に問い詰めていくような方法は当事者を追い込み、フラストレーションが増加する。問い詰めないように注意
クローズドクエスチョン	<ul style="list-style-type: none">「はい」と「いいえ」でしか答えられないような質問を続けると、本当に言いたいことが言えなくなりイライラが募る。
複雑な質問	<ul style="list-style-type: none">いくつかの質問が含まれるような文脈で質問すると、当事者は混乱してしまう。
脅威の付与	<ul style="list-style-type: none">当事者に恐れを抱かせるような態度や言動を見せると、防衛のためさらに攻撃性を高めてしまう。
急激な動き	<ul style="list-style-type: none">当事者は「攻撃される」と解釈し、防衛しようとして暴力に発展する危険がある
怒りの表出	<ul style="list-style-type: none">相手をさらに攻撃的にする。懲罰的と感じられる対応をすると報復行動を生み出す
後回し	<ul style="list-style-type: none">当事者を苛立たせるのみである
できない約束、嘘	<ul style="list-style-type: none">当事者との信頼関係を壊す。基本的にできることとできないことははっきりさせつつも、良い方向に行けるようにしたいということを伝える
タッチ	<ul style="list-style-type: none">不安に対してタッチは安心感を与える効果があるが、攻撃性が高まった状態では、ふいに触られることは威嚇と解釈され、衝動的な暴力に発展することがあるので避ける
感情についての議論	<ul style="list-style-type: none">「そんなに怒ってどうするの？」という議論は問題解決にならないばかりか、当事者の面子をつぶすことになる
パーソナルスペース侵入	<ul style="list-style-type: none">個人空間の侵入は、当事者にとっての脅威である
落ち着きをなくす	<ul style="list-style-type: none">何をしていたかわからなくなってしまうと適切に対応できずケアにならない
過剰な反応	<ul style="list-style-type: none">ホールディングの際、特に過剰な力を加えて当事者に痛みを加えること。痛みや深い刺激が加わることは逆効果
その他	<ul style="list-style-type: none">再刺激/個人を罰するような議論/報復と取られるような行動/蒸し返し

参考 (一社) 日本こころの安全とケア学会監修,「最新CVPPPトレーニングマニュアル 医療職による包括的暴力防止プログラムの理論と実践」,2019,中央法規,pp73-83

そのほか

- CVPPP（包括的暴力防止プログラム）では他にも、攻撃から一旦距離をとる必要があるときに適切に離れ、再度関わることを可能にするための「ブレイクアウェイ」、暴力行為に対してチームで身体的介入を図り、すべての人の安全を保つための「チームテクニクス」という構成要素があります。
- 一時保護所内での他害のリスクに適切に対応するため、一時保護所職員もこれらの身体介入方法について習得することが望ましいと思われます。
- 身体介入に関わる技術であり、中途半端な知識・技術の照会は事故の元となるため、ここでは取り扱いませんが、可能であれば各所で開催されるCVPPP研修会に参加したり、下記の書籍を参考にしたりして、知識・技術の習得に努めることをお勧めします

【参考書籍】

- （一社）日本こころの安全とケア学会監修,「最新CVPPPトレーニングマニュアル 医療食による包括的暴力防止プログラムの理論と実践」,2019,中央法規
- 本田明,「看護師のための不穏・暴力対処マニュアル」,2017,医学書院

参考文献

- ・ 松本俊彦：自傷・自殺する子どもたち. 合同出版. 2014
- ・ 松本俊彦：自傷・自殺のことがわかる本. 講談社. 2018
- ・ 浅井春夫 編著：子どもの暴力対応実践マニュアル：児童福祉施設・児童相談所・学校. 建帛社. 2011
- ・ （一社）日本こころの安全とケア学会監修, 「最新CVPPPトレーニングマニュアル 医療職による包括的暴力防止プログラムの理論と実践」, 2019, 中央法規